

労災疾病臨床研究事業費補助金交付要領に定める収支報告書の提出について

平成 26 年 7 月 29 日

労災管理課長決定

労災疾病臨床研究事業費補助金交付要領（平成 26 年 7 月 18 日労働基準局長決定）21 に規定する収支報告書の提出について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 研究代表者は、労災疾病臨床研究事業費補助金交付要綱（平成 26 年 7 月 18 日厚生労働事務次官決定）第 17 条第 1 項の規定により厚生労働大臣から交付すべき補助金の額の確定通知を受けた日から 30 日以内に、別紙様式により作成した収支報告書を、厚生労働省労働基準局労災管理課へ 1 部提出するものとする。
- 2 収支報告書の提出を受けた厚生労働省労働基準局労災管理課は、厚生労働省ホームページ等で公開するものとする。
- 3 研究代表者が 1 の事務を行うに当たっては、「労災疾病臨床研究事業費補助金における事務委任について」（平成 26 年 7 月 29 日労災管理課長決定）の規定により、当該事務を所属機関の長に委任するものとする。

「平成〇〇年度労災疾病臨床研究事業費補助金収支報告書」

報告年月日： 平成 年 月 日

研究課題名	
研究年度	
研究代表者(所属機関)	
研究分担者(所属機関)	

収入

(1)補助金交付額		(2)補助金確定額		(3)差引額 〔(1)-(2)〕	
	円		円		円

支出

研究費		
(内訳)	直接経費	
	物品費	円
	人件費・謝金	円
	旅費	円
	その他	円
	間接経費	円
	合計	円